

目次

第1章 会議

- 第1節 総則(第1条～第15条)
- 第2節 議案及び動議(第16条～第22条)
- 第3節 議事日程(第23条～第27条)
- 第4節 選挙(第28条～第36条)
- 第5節 議事(第37条～第50条)
- 第6節 秘密会(第51条・第52条)
- 第7節 発言(第53条～第69条)
- 第8節 表決(第70条～第80条)
- 第9節 公聴会及び参考人(第81条～第87条)
- 第10節 会議録(第88条～第91条)

第2章 委員会

- 第1節 総則(第92条～第96条の2)
- 第2節 審査(第97条～第113条)
- 第3節 秘密会(第114条・第115条)
- 第4節 発言(第116条～第126条)
- 第5節 委員長及び副委員長の互選(第127条・第128条)
- 第6節 表決(第129条～第138条)
- 第7節 公聴会及び参考人(第139条～第141条)

第3章 請願(第142条～第148条)

第4章 辞職及び資格の決定(第149条～第152条)

第5章 規律(第153条～第161条)

第6章 懲罰(第162条～第167条)

第7章 協議又は調整を行うための場(第168条・第168条の2)

第8章 議員の派遣(第169条)

第9章 補則(第170条)

附則

第1章 会議

第1節 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第120条の規定に基づく会議規則を定めるほか、法第100条第12項の規定に基づく議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に関する事項、同条第13項の規定に基づく議員の派遣に関する事項及び法第134条第2項の規定に基づく懲罰に関する事項並びに茅ヶ崎市議会委員会条例(昭和30年茅ヶ崎市条例第9号)第23条の規定に基づく常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関する事項について必要な事項を定めるものとする。

(平17議会規則1・追加、平20議会規則1・平23議会規則1・平24議会規則1・令3議会規則1・一部改正)

(参集)

第2条 議員は、議会が招集された日の開議(その日の会議を開くことをいう。以下同じ。)の時刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(平17議会規則1・旧第1条繰下・一部改正、平24議会規則1・一部改正)

(欠席又は遅参若しくは早退の届出)

第3条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため議会の会議に出席することができないとき又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その旨及び理由を当日の開議の時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由により届け出ることができないときは、その理由がなくなった後速やかに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

(平17議会規則1・旧第2条繰下・一部改正、平28議会規則2・令3議会規則3・一部改正)

(宿所又は連絡所の届出)

第4条 議員は、住所のほかに宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(平17議会規則1・旧第3条繰下・一部改正)

(議席)

第5条 議員の議席は、一般選挙後の最初の議会の会議において、議長が定める。

2 前項の規定による議席の指定の後に新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めたときは、討論(会議における表決の前に、議題となっている事件に対し賛成か反対かの自己の意見を表明することをいう。以下同じ。)を省略し、議会の会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号を付した氏名標を設置する。

(平17議会規則1・旧第4条繰下・一部改正、平27議会規則2・令3議会規則3・一部改正)

(会期)

第6条 議会の会期は、会期ごとの初めに議会の議決により定める。

2 議会の会期は、招集された日から起算する。

(平17議会規則1・旧第5条繰下・一部改正)

(会期の延長)

第7条 議会の会期は、議会の議決により延長することができる。

(平17議会規則1・旧第6条繰下・一部改正)

(会期中の閉会)

第8条 議会の会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中においても議会の議決により閉会することができる。

(平17議会規則1・旧第7条繰下・一部改正)

(議会の開閉)

第9条 議会の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(平17議会規則1・旧第8条繰下・一部改正)

(会議時間)

第10条 議会の会議を開く時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めたときは、前項の時間を変更することができる。ただし、議会の会議に出席している議員(以下「出席議員」という。)5人以上から当該変更について異議があったときは、討論を省略し、議会の会議に諮って決定しなければならない。

3 議会の開議をしようとするときは、議長が別に定める方法により報ずるものとする。

(平17議会規則1・旧第9条繰下・一部改正)

(休会)

第11条 茅ヶ崎市の休日を定める条例(平成元年茅ヶ崎市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日は、休会とする。

2 前項に定めるもののほか、議会は、議事の都合その他やむを得ない理由により必要があるときは、議決により休会とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めたときは、休会の日においても議会の会議を開くことができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、法第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日においても議会の会議を開かなければならない。

(平17議会規則1・旧第10条繰下・一部改正)

(会議の開閉)

第12条 議会の開議、散会(その日の会議に付する事件のすべてを議了して、会議を閉じることをいう。以下同じ。)若しくは延会(その日の会議に付する事件の一部又は全部を議了しないで、その日の予定を他日に延ばして、会議を閉じることをいう。以下同じ。)又は議会の会議の中止若しくは休憩は、議長が宣告する。

2 議長が議会の開議を宣告する前又は散会、延会若しくは会議の中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(平17議会規則1・旧第11条繰下・一部改正)

(定足数に関する措置)

第13条 議長は、議会の会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めたときは、議員の退席を制止し、又は議場の外の議員に出席を求めることができる。

2 議会の会議中に定足数を欠くに至ったときは、議長は、議会の会議の休憩又は延会を宣告する。

(平17議会規則1・旧第12条繰下・一部改正)

(出席催告)

第14条 法第113条ただし書の規定による催告は、議事堂にいる議員又は議員の住所(第4条の規定による届出があった場合については、当該届出に係る宿所又は連絡所)に、文書又は口頭により行う。

(平17議会規則1・旧第13条繰下・一部改正)

(議事説明者)

第15条 市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、監査委員及び農業委員会の会長その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員は、法第121条の規定による委任又は囑託をしたときは、速やかに文書により議長に通知しなければならない。

(平17議会規則1・旧第14条繰下・一部改正、平18議会規則1・平27議会規則1・一部改正)

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第16条 議員は、議会に議案を提出しようとするときは、当該議案及び提出の理由を文書により議長に提出しなければならない。この場合において、法第112条第1項の規定によるものにあつては、同条第2項に規定する者とともに連署し、その他のものにあつては、2人以上の賛成の議員とともに連署しなければならない。

2 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会(以下「委員会」という。)は、議会に議案を提出しようとするときは、委員長が当該議案及び提出の理由を文書により議長に提出しなければならない。

(平17議会規則1・追加、平18議会規則1・一部改正)

(委員会の審査省略の要求)

第17条 議案を提出する者は、常任委員会又は議会運営委員会の審査の省略を要求しようとするときは、文書によりその旨を議長に通知しなければならない。

(平17議会規則1・旧第16条繰下・一部改正)

(一事不再議)

第18条 議会において議決された事件については、同一会期中にあつては再び提出することができない。

(平17議会規則1・旧第17条繰下・一部改正)

(動議成立に必要な賛成者の数)

第19条 動議は、法又はこの規則において特別の定めがある場合を除くほか、他に1人以上の賛成の議員がいなければ議題とすることができない。

(平17議会規則1・旧第18条繰下・一部改正)

(修正の動議)

第20条 議員は、修正の動議を提出しようとするときは、修正案を文書により議長に提出しなければならない。この場合において、法第115条の3の規定によるものにあつては同条に定める者が連署し、その他のものにあつては2人以上の賛成の議員とともに連署しなければならない。

(平17議会規則1・追加、平24議会規則1・一部改正)

(先決動議の表決の順序)

第21条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決定する。ただし、出席議員5人以上から当該決定について異議があつたときは、議長は、討論を省略し、議会の会議に諮って決定しなければならない。

(平17議会規則1・旧第20条繰下・一部改正)

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第22条 議会の会議の議題となった事件を撤回し、若しくは訂正しようとするとき又は議会の会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を受けなければならない。

2 議員が提出した事件又は動議について前項の承認を受けようとするときは、提出した議員が承認を請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案について第1項の承認を受けようとするときは、委員会の承認を受けた後に委員長が承認を請求しなければならない。

(平17議会規則1・旧第21条繰下・一部改正、平18議会規則1・一部改正)

第3節 議事日程

(議事日程の作成及び配布)

第23条 議長は、議事日程(議会の開議の日時、議会の会議に付する事件及びその順序等を記載した表をいう。以下同じ。)を作成し、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の報告をもって配布に代えることができる。

(平17議会規則1・旧第22条繰下・一部改正)

(議事日程の順序変更及び追加)

第24条 議長が必要があると認めたとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を省略し、議会の会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は議事日程に他の事件を追加するものとする。

(平17議会規則1・旧第23条繰下・一部改正)

(議事日程のない会議の通知)

第25条 第23条の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めたときは、議会の開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合において、議長は、開議までに議事日程を作成しなければならない。

(平17議会規則1・旧第24条繰下・一部改正)

(延会の場合の議事日程)

第26条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき又は議事が終わらなかったときは、議長は、更にその議事日程を作成しなければならない。

(平17議会規則1・旧第25条繰下・一部改正)

(日程の終了及び延会)

第27条 議事日程に記載した事件の議事を終えたときは、議長は、議会の散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合においても、議長が必要があると認めたとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を省略し、会議に諮って議会の延会をすることができる。

(平17議会規則1・旧第26条繰下・一部改正)

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第28条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(平17議会規則1・旧第27条繰下・一部改正)

(不在議員)

第29条 前条の規定による宣告の際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(平17議会規則1・旧第28条繰下・一部改正)

(議場の出入口閉鎖)

第30条 投票による選挙を行うときは、議長は、第28条の規定による宣告の後、職員に議場の出入口を閉鎖させ、出席議員の数を報告する。

(平17議会規則1・旧第29条繰下・一部改正)

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第31条 投票を行うときは、議長は、職員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確認しなければならない。この場合において、議長は、職員に投票箱を改めさせなければならない。

(平17議会規則1・旧第30条繰下・一部改正)

(投票)

第32条 議員は、職員の呼出しに応じ、順次演壇に投票用紙及び木札の名刺を持参し、投票用紙を投票箱に投入する。

(平17議会規則1・旧第31条繰下・一部改正)

(投票の終了)

第33条 議長は、投票が終わったと認めたときは、投票漏れの有無を確認し、投票の終了を宣告する。

2 前項の規定による宣告があった後は、投票をすることができない。

(平17議会規則1・旧第32条繰下・一部改正)

(開票及び投票の効力)

第34条 議長は、開票を宣告した後、3人以上の立会人の立会いの下に、職員に投票用紙を点検させなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票用紙の数が名刺の数を超えたときは、再び投票を行わなければならない。

4 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(平17議会規則1・旧第33条繰下・一部改正、令3議会規則3・一部改正)

(選挙結果の報告)

第35条 議長は、前条第4項の規定による決定をしたときは、選挙の結果を直ちに議場において報告しなければならない。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(平17議会規則1・旧第34条繰下・一部改正)

(選挙関係書類の保存)

第36条 議長は、当該当選人の任期の間、投票用紙を関係書類とともに保存しなければならない。

(平17議会規則1・旧第35条繰下・一部改正)

第5節 議事

(議題の宣告)

第37条 議会の会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(平17議会規則1・旧第36条繰下・一部改正)

(一括議題)

第38条 議長は、必要があると認めたときは、2以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員5人以上から当該決定について異議があったときは、議長は、討論を省略し、議会の会議に諮って決定しなければならない。

(平17議会規則1・旧第37条繰下・一部改正)

(議案等の朗読)

第39条 議長は、必要があると認めたときは、議題となった事件を職員に朗読させることができる。

(平17議会規則1・旧第38条繰下・一部改正)

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第40条 議会の会議に付する事件(請願に係るものを除く。)は、議会の会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決により特別委員会に付託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が提出した議案は、付託しない。ただし、議長が必要であると認めたときは、議会の議決により所管の委員会に付託することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の説明又は付託は、討論を省略し、議会の会議に諮って省略することができる。

(平17議会規則1・旧第39条繰下・一部改正、平18議会規則1・一部改正)

(付託事件を議題とする時期)

第41条 委員会に付託した事件は、委員会の審査又は調査の終了を待って議題とする。

(平17議会規則1・旧第40条繰下・一部改正、平18議会規則1・一部改正)

(委員長の報告及び少数意見の報告)

第42条 委員会が審査し、又は調査した事件が議題となったときは、当該委員会の委員長が審査又は調査の経過及び結果を報告し、次いで少数意見を留保した者が少数意見を報告する。

2 少数意見が2以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3 第1項の規定による報告は、討論を省略し、議会の会議に諮って省略することができる。

4 第1項の規定による報告には、自己の意見を加えてはならない。

(平17議会規則1・旧第41条繰下・一部改正、平18議会規則1・一部改正)

(修正案の説明)

第43条 前条第1項の規定による報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(平17議会規則1・旧第42条繰下・一部改正)

(委員長報告等に対する質疑)

第44条 議員は、第42条第1項の規定による報告をした者に対し、質疑を行うことができる。

2 議員は、前条の修正案若しくは当該修正案に対する原案の提出者又は説明のため議会の会議に出席している者に対しても、質疑を行うことができる。

(平17議会規則1・旧第43条繰下・一部改正)

(討論及び表決)

第45条 議長は、前条の質疑が終わった後に討論を行い、討論が終わった後に表決に付するものとする。

(平17議会規則1・旧第44条繰下・一部改正)

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第46条 議会は、議決した事件に関し、条項、字句、数字その他の事項に係る整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(平17議会規則1・旧第45条繰下・一部改正)

(委員会の審査又は調査期限)

第47条 議会は、必要があると認めたときは、委員会に付託した事件の審査又は調査について期限を付することができる。この場合において、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査が終わらなかったときは、その事件は、第41条の規定にかかわらず、議会の会議において審議することができる。

(平17議会規則1・旧第46条繰下・一部改正)

(委員会の中間報告)

第48条 議会は、委員会において審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めたときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めたときは、中間報告をすることができる。

(平17議会規則1・旧第47条繰下・一部改正)

(再付託)

第49条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めたときは、議会は、更にその事件を当該委員会又は他の委員会に付託することができる。

(平17議会規則1・旧第48条繰下・一部改正)

(議事の継続)

第50条 議会の延会又は会議の中止若しくは休憩のため事件の議事が中断された場合において再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(平17議会規則1・旧第49条繰下・一部改正)

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第51条 法第115条第1項ただし書の規定により秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を傍聴席又は議場の外に退去させなければならない。

(平17議会規則1・旧第50条繰下・一部改正)

(秘密の保持)

第52条 秘密会の会議録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(平17議会規則1・旧第51条繰下・一部改正)

第7節 発言

(発言の許可等)

第53条 発言は、すべて議長の許可を得た後にしなければならない。

2 議長は、必要があると認めたときは、発言者を登壇させることができる。

(平17議会規則1・旧第52条繰下・一部改正)

(発言の通告及び順序)

第54条 議会の会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出し、通告しなければならない。ただし、議事進行若しくは一身上の弁明に係る発言又は議長が必要であると認めた発言については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑にあつてはその要旨を、討論にあつては反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が定める。

4 第1項の規定による通告をした者が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場にいないときは、当該通告は効力を失う。

(平17議会規則1・旧第53条繰下・一部改正、平18議会規則1・一部改正)

(発言の通告をしない者の発言)

第55条 前条第1項本文の規定にかかわらず、同項の規定による通告をしていない議員が議会の会議において発言しようとするときは、同項の規定による通告をした議員の発言がすべて終わった後でなければ発言を求めることができない。

(平17議会規則1・旧第54条繰下・一部改正)

(討論の順序)

第56条 第54条第3項の規定にかかわらず、討論を行うときは、議長は、通告した順に発言させるものとする。

(平17議会規則1・追加、平18議会規則1・一部改正)

(議長の発言)

第57条 議長が議員として発言しようとするときは、議長席から議席に移動して発言し、その発言が終わった後に議長席に戻らなければならない。ただし、討論を行ったときは、当該討論に係る議題の表決が終わるまでは、議長席に戻ることができない。

(平17議会規則1・旧第56条繰下・一部改正)

(発言内容の制限)

第58条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題に関係のない事項に係る発言をしてはならない。

2 議長は、前項の規定に違反すると認めたときは、発言者に注意し、なお従わないときは発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑を行うに当たっては、自己の意見を述べることができない。

(平17議会規則1・旧第57条繰下・一部改正)

(質疑の回数)

第59条 質疑は、1の議員の1の議題について3回を超えて行うことができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(平17議会規則1・旧第58条繰下・一部改正)

(発言時間の制限)

第60条 議長は、必要があると認めたときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 前項の規定にかかわらず、出席議員5人以上から同項の規定による制限について異議があったときは、議長は、討論を省略し、議会の会議に諮って決定しなければならない。

(平17議会規則1・旧第59条繰下・一部改正)

(議事進行に関する発言)

第61条 議事進行に関する発言は、議会の会議の議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議長は、前項の発言が同項の規定に該当するものでないと認めたときは、直ちにこれを制止しなければならない。

(平17議会規則1・旧第60条繰下・一部改正)

(発言の継続)

第62条 議員は、議会の延会又は会議の中止若しくは休憩のため発言が中断された場合において、後の会議において当該議事が継続されたときは、発言を続けることができる。

(平17議会規則1・追加)

(質疑又は討論の終結)

第63条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論の終結の動議を提出することができる。

3 前項の動議については、議長は、討論を省略し、議会の会議に諮って決定しなければならない。

(平17議会規則1・旧第62条線下・一部改正)

(選挙又は表決時の発言制限)

第64条 選挙又は表決に係る議長の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙又は表決の方法についての発言は、この限りでない。

(平17議会規則1・旧第63条線下・一部改正)

(一般質問)

第65条 議員は、議長の許可を得て、市の一般事務について質問することができる。

2 前項の規定により質問しようとする者は、議長の定める期間内に、議長にその要旨を文書により通告しなければならない。

(平17議会規則1・旧第64条線下・一部改正)

(緊急質問等)

第66条 前条の規定にかかわらず、質問が緊急を要するものであるときその他真にやむを得ない理由があると認められるときは、議員は、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を省略し、議会の会議に諮らなければならない。

3 議長は、第1項の質問が同項の規定に該当するものでないと認めたときは、直ちにこれを制止しなければならない。

(平17議会規則1・旧第65条線下・一部改正)

(準用)

第67条 第59条及び第63条の規定は、第65条第1項又は前条第1項の規定による質問について準用する。この場合において、第59条中「3回」とあるのは「7回」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第59条の規定は、第65条第1項の規定による質問のうち一問一答の方式により行うものについては、準用しない。

(平17議会規則1・追加、平26議会規則2・一部改正)

(発言の取消し又は訂正)

第68条 議会の会議において発言した者は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言を訂正することができる。この場合において、当該訂正により発言の趣旨を変更することはできないものとする。

(平17議会規則1・旧第67条線下・一部改正)

(答弁書の提出)

第69条 市長その他の関係機関が、質疑又は質問に対し、直ちに答弁することができないときは、議長は、期日を指定して答弁書を提出させることができる。

2 議長は、前項の答弁書を受理したときは、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(平17議会規則1・旧第68条線下・一部改正)

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第70条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(平17議会規則1・旧第69条線下・一部改正)

(不在議員)

第71条 前条の規定による宣告の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(平17議会規則1・旧第70条線下・一部改正)

(条件の禁止)

第72条 議員は、表決に条件を付することができない。

(平17議会規則1・旧第71条線下・一部改正)

(起立等による表決)

第73条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題に賛成する議員を起立させ、又は挙手させ、起立し、又は挙手した議員の多少を認定して結果を宣告する。

2 前項の規定による認定をすることができないとき又は出席議員5人以上から同項の宣告について異議があったときは、議長は、記名又は押しボタン式の投票により表決を採らなければならない。

(平17議会規則1・旧第72条繰下・一部改正、平28議会規則3・一部改正)

(投票による表決)

第74条 前条第1項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めたときは、記名又は押しボタン式の投票により表決を採ることができる。

2 前条第1項の規定にかかわらず、出席議員5人以上から投票による表決の要求があったときは、議長は、記名又は押しボタン式の投票により表決を採らなければならない。

(平17議会規則1・旧第73条繰下・一部改正、平28議会規則3・全改)

(記名投票)

第75条 記名投票を行うときは、問題に賛成する議員は所定の白票を、問題に反対する議員は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(平17議会規則1・旧第74条繰下・一部改正)

(押しボタン式投票)

第76条 押しボタン式投票を行うときは、問題に賛成する議員は投票機の賛成ボタンを、問題に反対する議員は投票機の反対ボタンを押さなければならない。

(平28議会規則3・追加、令3議会規則3・旧第75条の2繰下)

(準用)

第77条 第30条から第34条まで、第35条第1項及び第36条の規定は、記名投票を行う場合について準用する。

2 第33条及び第35条第1項の規定は、押しボタン式投票を行う場合について準用する。

(平17議会規則1・追加、平28議会規則3・一部改正、令3議会規則3・旧第76条繰下)

(表決の訂正)

第78条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(平17議会規則1・旧第76条繰下、令3議会規則3・旧第77条繰下)

(簡易表決)

第79条 第73条第1項の規定にかかわらず、議長は、表決に付する問題が軽微なものであると認めたときは、当該問題について異議の有無を議会の会議に諮ることができる。この場合において、議長は、異議がないと認めたときは、可決の旨を宣告する。

2 前項の宣告に対し、出席議員1人以上から異議があったときは、第73条に規定する方法によらなければならない。

(平17議会規則1・旧第77条繰下・一部改正、令3議会規則3・旧第78条繰下)

(表決の順序)

第80条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案の表決の前に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について議員から複数の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決定する。この場合においては、原案に最も遠いと認めたものから順に表決を採るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、出席議員5人以上から同項の規定による決定について異議があったときは、議長は、討論を省略し、議会の会議に諮って決定しなければならない。

4 議長は、修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採るものとする。

(平17議会規則1・旧第78条繰下・一部改正、令3議会規則3・旧第79条繰下)

第9節 公聴会及び参考人

(平24議会規則1・追加)

(公聴会開催の手続)

第81条 議会の会議において、法第115条の2第1項の公聴会を開く議決があったときは、議長は、公聴会を開く日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平24議会規則1・追加、令3議会規則3・旧第80条繰下)

(意見を述べようとする者の申出)

第82条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見を述べようとする理由及び当該案件に対する賛否をあらかじめ文書により議長に申し出なければならない。

(平24議会規則1・追加、令3議会規則3・旧第81条繰下)

(公述人の決定)

第83条 公聴会において意見を聴こうとする者(以下「公述人」という。)は、前条の規定による申出をした者又はその他の者の中から議会において定め、議長が本人にその旨を通知する。

2 前条の規定による申出をした者の中に当該案件に対して賛成の者及び反対の者があるときは、議会は、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(平24議会規則1・追加、令3議会規則3・旧第82条繰下)

(公述人の発言)

第84条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人は、当該案件に関係のない発言をしてはならない。

3 公述人の発言が前項の規定に違反し、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(平24議会規則1・追加、令3議会規則3・旧第83条繰下)

(議員と公述人の質疑)

第85条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(平24議会規則1・追加、令3議会規則3・旧第84条繰下)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第86条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書により意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(平24議会規則1・追加、令3議会規則3・旧第85条繰下)

(参考人)

第87条 議会の会議において、法第115条の2第2項の参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、出席を求める日時及び場所並びに意見を聴こうとする案件その他必要な事項を参考人に通知しなければならない。

2 前3条の規定は、参考人について準用する。

(平24議会規則1・追加、令3議会規則3・旧第86条繰下)

第10節 会議録

(平24議会規則1・旧第9節繰下)

(会議録の記載事項)

第88条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその日時
- (2) 議会の開議、散会、延会並びに会議の中止及び休憩の日時
- (3) 議会の会議に出席した議員及び欠席した議員の氏名
- (4) 職務のため議会の会議に出席した事務局の職員の職及び氏名
- (5) 説明のため議会の会議に出席した者の職及び氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 議会の会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票を行った場合において白票及び青票を投入した議員の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、議長が別に定める方法により記録する。

(平17議会規則1・旧第79条繰下・一部改正、平24議会規則1・旧第80条繰下、平27議会規則2・一部改正、令3議会規則3・旧第87条繰下)

(閲覧用の会議録)

第89条 会議録は、印刷して、議会図書室等に置く。

(令3議会規則3・追加)

(会議録に掲載しない事項等)

第90条 議長が取消しを命じた発言及び第68条の規定により取り消した発言に係る部分は公表しないこととし、これら及び秘密会の議事は前条に規定する会議録には掲載しない。

(令3議会規則3・追加)

(会議録署名議員)

第91条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が議会の会議において指名する。

(平17議会規則1・一部改正、平24議会規則1・旧第81条繰下、令3議会規則3・旧第88条繰下)

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第92条 委員長は、茅ヶ崎市議会委員会条例第14条第1項の規定により委員会の会議を招集しようとするときは、開会の日時及び場所、会議に付する事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(平17議会規則1・旧第83条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第82条繰下、令3議会規則1・一部改正、令3議会規則3・旧第89条繰下)

(欠席又は遅参若しくは早退の届出)

第93条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため委員会の会議に出席することができないとき又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その旨及び理由を当日の開議の時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由により届出をすることができないときは、その理由がなくなった後速やかに委員長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

(平17議会規則1・旧第84条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第83条繰下、平28議会規則2・一部改正、令3議会規則3・旧第90条繰下・一部改正)

(議会の会議中の委員会の会議の禁止)

第94条 委員会の会議は、議会の会議中は、開くことができない。

(平17議会規則1・旧第85条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第84条繰下、令3議会規則3・旧第91条繰下)

(委員会の会議の開閉)

第95条 委員会の開議、散会又は会議の中止若しくは休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が委員会の開議を宣告する前又は散会若しくは会議の中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(平17議会規則1・旧第86条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第85条繰下、令3議会規則3・旧第92条繰下)

(定足数に関する措置)

第96条 委員長は、委員会の会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めたときは、委員の退席を制止し、又は会議室の外の委員に出席を求めることができる。

2 委員会の会議中に定足数を欠くに至ったときは、委員長は、委員会の会議の休憩又は散会を宣告する。

(平17議会規則1・旧第87条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第86条繰下、令3議会規則3・旧第93条繰下)

(出席委員に関する措置)

第96条の2 この章における委員会の会議に出席している委員(以下「出席委員」という。)には、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した委員を含む。

(令7議会規則1・追加)

第2節 審査

(議題の宣告)

第97条 委員会の会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(平17議会規則1・旧第88条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第87条繰下、令3議会規則3・旧第94条繰下)

(一括議題)

第98条 委員長は、必要があると認めたときは、2以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、委員会の会議に出席している委員(以下「出席委員」という。)から当該決定について異議があったときは、委員長は、討論を省略し、委員会の会議に諮って決定しなければならない。

(平17議会規則1・旧第89条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第88条繰下、令3議会規則3・旧第95条繰下)

(議案等の朗読)

第99条 委員長は、必要があると認めたときは、議題となった事件を職員に朗読させることができる。

(平17議会規則1・旧第90条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第89条繰下、令3議会規則3・旧第96条繰下)

(審査順序)

第100条 委員会の会議における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うことを例とする。

(平17議会規則1・旧第91条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第90条繰下、令3議会規則3・旧第97条繰下)

(先決動議の表決の順序)

第101条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決定する。ただし、出席委員から当該決定について異議があったときは、委員長は、討論を省略し、委員会の会議に諮って決定しなければならない。

(平17議会規則1・旧第92条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第91条繰下、令3議会規則3・旧第98条繰下)

(動議の撤回)

第102条 委員会の会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を受けなければならない。
2 委員が提出した動議について前項の承認を受けようとするときは、提出した委員が承認を請求しなければならない。

(平17議会規則1・旧第93条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第92条繰下、令3議会規則3・旧第99条繰下)

(委員の議案修正)

第103条 委員は、修正案を発議しようとするときは、当該修正案を文書によりあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(平17議会規則1・旧第94条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第93条繰下、令3議会規則3・旧第100条繰下)

(分科会又は小委員会)

第104条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めたときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(平17議会規則1・旧第95条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第94条繰下、令3議会規則3・旧第101条繰下)

(連合審査会)

第105条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めたときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(平17議会規則1・旧第96条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第95条繰下、令3議会規則3・旧第102条繰下)

(証人出頭又は記録提出の要求)

第106条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(平17議会規則1・旧第97条繰上、平24議会規則1・旧第96条繰下、令3議会規則3・旧第103条繰下)

(所管事務の調査)

第107条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、法第109条第3項の規定による議会運営委員会の調査について準用する。

(平17議会規則1・旧第98条繰上・一部改正、平18議会規則1・一部改正、平24議会規則1・旧第97条繰下・一部改正、令3議会規則3・旧第104条繰下)

(委員の派遣)

第108条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、派遣する日時、場所、目的及び派遣に要する経費等を記載した派遣承認要求書によりあらかじめ議長の承認を受けなければならない。

(平17議会規則1・旧第99条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第98条繰下、令3議会規則3・旧第105条繰下)

(議事の継続)

第109条 委員会の会議の中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(平17議会規則1・旧第100条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第99条繰下、令3議会規則3・旧第106条繰下)

(少数意見の留保)

第110条 委員は、委員会において少数意見として廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとするときは、簡明な少数意見報告書を作成し、第112条の規定により議長に委員会報告書が提出されるまでに委員長を経由して議長に提出しなければならない。

(平17議会規則1・旧第101条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第100条繰下・一部改正、令3議会規則3・旧第107条繰下・一部改正)

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第111条 委員会は、議決した事件に関し、条項、字句、数字その他の事項に係る整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(平17議会規則1・旧第102条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第101条繰下、令3議会規則3・旧第108条繰下)

(委員会報告書)

第112条 委員会は、事件の審査又は調査を終えたときは、委員会報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

(平17議会規則1・旧第103条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第102条繰下、令3議会規則3・旧第109条繰下)

(閉会中の継続審査)

第113条 委員会は、閉会中においてもなお審査又は調査を継続する必要があると認めたときは、その理由を付し、文書により議長に申し出なければならない。

(平17議会規則1・旧第104条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第103条繰下、令3議会規則3・旧第110条繰下)

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第114条 茅ヶ崎市議会委員会条例第18条第1項ただし書の規定により秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(平17議会規則1・旧第105条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第104条繰下、令3議会規則1・一部改正、令3議会規則3・旧第111条繰下)

(秘密の保持)

第115条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(平17議会規則1・旧第106条繰上、平24議会規則1・旧第105条繰下、令3議会規則3・旧第112条繰下)

第4節 発言

(発言の許可)

第116条 発言は、すべて委員長の許可を得た後にしなければならない。

(平17議会規則1・旧第107条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第106条繰下、令3議会規則3・旧第113条繰下)

(委員の発言)

第117条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別な発言の方法を定めたときは、この限りでない。

(平17議会規則1・旧第108条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第107条繰下、令3議会規則3・旧第114条繰下)

(発言内容の制限)

第118条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題に関係のない事項に係る発言をしてはならない。

2 委員長は、前項の規定に違反すると認めたときは、発言者に注意し、なお従わないときは発言を禁止することができる。

(平17議会規則1・旧第109条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第108条繰下、令3議会規則3・旧第115条繰下)

(委員外議員の発言)

第119条 委員会は、審査中又は調査中の事件について、必要があると認めたときは、委員でない議員の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 委員でない議員から委員会の会議における発言の申出があったときは、委員長は、討論を省略し、委員会の会議に諮ってその可否を決定する。

3 前2項の場合において、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員でない議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(平17議会規則1・旧第110条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第109条繰下、令3議会規則3・旧第116条繰下、令7議会規則1・一部改正)

(委員長の発言)

第120条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員長席から委員席に移動し、発言が終わった後に委員長席に復さなければならない。ただし、討論を行ったときは、当該討論に係る議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(平17議会規則1・旧第111条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第110条繰下、令3議会規則3・旧第117条繰下、令7議会規則1・一部改正)

(発言時間の制限)

第121条 委員長は、必要があると認めたときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 前項の規定にかかわらず、出席委員から同項の規定による制限について異議があったときは、委員長は、討論を省略し、委員会の会議に諮って決定しなければならない。

(平17議会規則1・旧第112条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第111条繰下、令3議会規則3・旧第118条繰下)

(議事進行に関する発言)

第122条 議事進行に関する発言は、委員会の会議の議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 委員長は、前項の発言が同項の規定に該当するものでないと認めたときは、直ちにこれを制止しなければならない。

(平17議会規則1・旧第113条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第112条繰下、令3議会規則3・旧第119条繰下)

(発言の継続)

第123条 委員は、委員会の会議の中止又は休憩のため発言が中断された場合において、後の会議において当該議事が継続されたときは、発言を続けることができる。

(平17議会規則1・追加、平24議会規則1・旧第113条繰下、令3議会規則3・旧第120条繰下)

(質疑又は討論の終結)

第124条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論の終結の動議を提出することができる。

3 前項の動議については、委員長は、討論を省略し、委員会の会議に諮って決定しなければならない。

(平17議会規則1・旧第115条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第114条繰下、令3議会規則3・旧第121条繰下)

(選挙又は表決時の発言制限)

第125条 選挙又は表決に係る委員長の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙又は表決の方法についての発言は、この限りでない。

(平17議会規則1・旧第116条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第115条繰下、令3議会規則3・旧第122条繰下)

(発言の取消し又は訂正)

第126条 委員会の会議において発言した者は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言を訂正することができる。この場合において、当該訂正により発言の趣旨を変更することはできないものとする。

(平17議会規則1・旧第117条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第116条繰下、令3議会規則3・旧第123条繰下)

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第127条 茅ヶ崎市議会委員会条例第8条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選又は同条例第9条第1項の規定による委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票により行う。

2 前項の投票の結果、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、最多数を得た者が2人以上あるときは、くじで定める。

3 前項の規定にかかわらず、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければ、当選人となることができない。

4 第1項の場合においては、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選について、指名推薦の方法を用いることができる。

6 前項の場合においては、被指名人をもって、当選人とする旨を委員会の会議に諮り、全員の同意をもって、決定する。

(平17議会規則1・旧第118条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第117条繰下、令3議会規則1・一部改正、令3議会規則3・旧第124条繰下)

(準用)

第128条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(平17議会規則1・旧第119条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第118条繰下、令3議会規則3・旧第125条繰下)

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第129条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(平17議会規則1・旧第120条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第119条繰下、令3議会規則3・旧第126条繰下)

(不在委員)

第130条 前条の規定による宣告の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(平17議会規則1・旧第121条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第120条繰下、令3議会規則3・旧第127条繰下、令7議会規則1・一部改正)

(条件の禁止)

第131条 委員は、表決に、条件を付することができない。

(平17議会規則1・旧第122条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第121条繰下、令3議会規則3・旧第128条繰下)

(起立等による表決)

第132条 委員長は、表決を採ろうとするときは、問題に賛成する委員を起立させ、又は挙手させ、起立し、又は挙手した委員の多少を認定して結果を宣告する。

2 前項の認定をすることができないとき又は出席委員から同項の宣告について異議があったときは、委員長は、記名投票により表決を採らなければならない。

(平17議会規則1・旧第123条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第122条繰下、令3議会規則3・旧第129条繰下)

(記名投票による表決)

第133条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めたとき又は出席委員から要求があったときは、委員長は、記名投票により表決を採らなければならない。

(平17議会規則1・旧第124条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第123条繰下、令3議会規則3・旧第130条繰下)

(記名投票)

第134条 記名投票を行うときは、問題に賛成する委員は所定の白票を、問題に反対する委員は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(平17議会規則1・旧第125条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第124条繰下、令3議会規則3・旧第131条繰下)

(準用)

第135条 第31条から第34条まで及び第35条第1項の規定は、記名投票を行う場合について準用する。

(平17議会規則1・追加、平24議会規則1・旧第125条繰下、令3議会規則3・旧第132条繰下)

(表決の訂正)

第136条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(平17議会規則1・旧第127条繰上、平24議会規則1・旧第126条繰下、令3議会規則3・旧第133条繰下)

(簡易表決)

第137条 第132条第1項の規定にかかわらず、委員長は、表決に付する問題が軽微なものであると認めたときは、当該問題について異議の有無を委員会の会議に諮ることができる。この場合において、委員長は、異議がないと認めたときは、可決の旨を宣告する。

2 前項の宣告に対し、出席委員から異議があったときは、第132条に規定する方法によらなければならない。

(平17議会規則1・旧第128条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第127条繰下・一部改正、令3議会規則3・旧第134条繰下・一部改正)

(表決の順序)

第138条 同一の議題について委員から複数の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決定する。この場合においては、原案に最も遠いと認めたものから順に表決を採るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出席委員から同項の規定による決定について異議があったときは、委員長は、討論を省略し、委員会の会議に諮って決定しなければならない。

3 委員長は、修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採るものとする。

(平17議会規則1・旧第129条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第128条繰下、令3議会規則3・旧第135条繰下)

第7節 公聴会及び参考人

(平24議会規則1・追加)

(公聴会開催の手続)

第139条 委員会は、法第109条第5項において準用する法第115条の2第1項の規定により公聴会を開こうとするときは、議長の承認を受けなければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、公聴会を開く日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(平24議会規則1・追加・一部改正、令3議会規則3・旧第136条繰下、令7議会規則1・一部改正)

(準用)

第140条 第82条から第86条までの規定は、委員会において公聴会を開く場合について準用する。この場合において、第82条中「議長」とあるのは「当該委員会」と、第83条第1項中「議長が」とあるのは「議長を経由して」と読み替えるものとする。

2 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

(平24議会規則1・追加、令3議会規則3・旧第137条繰下・一部改正、令7議会規則1・一部改正)

(参考人)

第141条 委員会は、法第109条第5項において準用する法第115条の2第2項の規定により参考人の出席を求めようとするときは、議長を経由してしなければならない。

2 前項の場合において、議長は、出席を求める日時及び場所並びに意見を聴こうとする案件その他必要な事項を参考人に通知しなければならない。

3 第84条から第86条までの規定は、委員会において参考人の出席を求める場合について準用する。

(平24議会規則1・追加・一部改正、令3議会規則3・旧第138条繰下・一部改正)

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第142条 法第124条の請願書には、日本語で請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にあってはその所在地及び名称)を記載し、請願者(法人の場合にあっては代表者)が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

4 請願者が請願書(議会の会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(平17議会規則1・旧第130条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第129条繰下、令3議会規則3・旧第139条繰下・一部改正)

(請願一覧表の作成及び配布)

第143条 議長は、請願書を受理したときは、請願一覧表を作成し、議員に配布するものとする。

2 前項の請願一覧表には、請願書の受理番号、請願の件名、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載するものとする。

(平17議会規則1・旧第131条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第130条繰下、令3議会規則3・旧第140条繰下・一部改正)

(請願の委員会付託)

第144条 議長は、請願書を受理したときは、当該請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託するものとする。ただし、議長において付託する必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めたときは、常任委員会に係る請願を議会の議決により特別委員会に付託することができる。

3 第1項本文の場合において、請願の内容が2以上の常任委員会又は議会運営委員会の所管に属するものであるときは、2以上の請願が提出されたものとみなし、当該委員会にそれぞれ付託することができる。

(平17議会規則1・旧第132条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第131条繰下、令3議会規則3・旧第141条繰下)

(紹介議員の委員会出席)

第145条 前条の規定により請願の付託を受けた場合において、委員会は、審査のため必要があると認めたときは、委員会の会議に請願を紹介した議員の出席を求め、その説明を聴くことができる。

2 請願を紹介した議員は、前項の規定による要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、茅ヶ崎市議会委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(平17議会規則1・旧第133条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第132条繰下、令3議会規則3・旧第142条繰下、令7議会規則1・一部改正)

(請願の審査報告)

第146条 委員会は、請願に関する審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めたときは、前項の結果に意見を付することができる。

3 委員会は、採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めたもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(平17議会規則1・旧第134条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第133条繰下、令3議会規則3・旧第143条繰下)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第147条 議長は、議会の採択した請願で次のいずれかに該当するものについては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により処理しなければならない。

(1) 市長その他の関係機関に送付することと決定したもの 当該関係機関への送付

(2) 市長その他の関係機関に当該請願の処理の経過及び結果の報告を請求することと決定したもの 当該関係機関への請求

(平17議会規則1・旧第135条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第134条繰下、令3議会規則3・旧第144条繰下)

(陳情書の処理)

第148条 陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(平17議会規則1・旧第136条繰上、平24議会規則1・旧第135条繰下、令3議会規則3・旧第145条繰下・一部改正)

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第149条 法第108条の規定により、議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、それぞれ辞表を提出しなければならない。

2 法第108条の議会の許可は、討論を省略し、議会の会議に諮ってその可否を決定する。

3 議長は、法第108条ただし書の規定により副議長の辞職を許可したときは、その旨を次の議会の会議において報告しなければならない。

(平17議会規則1・旧第137条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第136条繰下、令3議会規則3・旧第146条繰下)

(議員の辞職)

第150条 法第126条の規定により議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(平17議会規則1・旧第138条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第137条繰下、令3議会規則3・旧第147条繰下)

(資格決定の要求)

第151条 法第127条第1項の規定による決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(平17議会規則1・旧第139条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第138条繰下、令3議会規則3・旧第148条繰下)

(資格決定の審査)

第152条 前条の要求については、第40条第3項の規定にかかわらず、同項の付託を省略することができない。

(平17議会規則1・旧第140条繰上・一部改正、平18議会規則1・一部改正、平24議会規則1・旧第139条繰下、令3議会規則3・旧第149条繰下)

第5章 規律

(品位の尊重)

第153条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(平17議会規則1・旧第142条繰上、平24議会規則1・旧第140条繰下、令3議会規則3・旧第150条繰下)

(議事妨害の禁止)

第154条 何人も、議会の会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(平17議会規則1・旧第144条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第141条繰下、令3議会規則3・旧第151条繰下)

(離席)

第155条 議員は、議会の会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(平17議会規則1・旧第145条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第142条繰下、令3議会規則3・旧第152条繰下)

(新聞紙等の閲読禁止)

第156条 何人も、議会の会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙、書籍等を閲読してはならない。

(平17議会規則1・旧第148条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第143条繰下、令3議会規則3・旧第153条繰下)

(資料等印刷物の配布許可)

第157条 議場において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を受けなければならない。

(平17議会規則1・旧第149条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第144条繰下、令3議会規則3・旧第154条繰下)

(許可のない登壇の禁止)

第158条 何人も、議長の許可を受けなければ演壇に登ってはならない。

(平17議会規則1・旧第150条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第145条繰下、令3議会規則3・旧第155条繰下)

(議場の出入制限)

第159条 議場には、議員及び法第121条の規定により議長が出席を求めた者並びに議会の事務に従事する職員のほか、入ることができない。ただし、議長が特に認めた者は、この限りでない。

(平17議会規則1・旧第151条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第146条繰下、令3議会規則3・旧第156条繰下)

(議長の秩序保持権)

第160条 この規則に定めるもののほか、議会の会議に係る規律に関する事項は、議長が定める。この場合において、議長は、必要があると認めたときは、討論を省略し、議会の会議に諮って定めることができる。

(平17議会規則1・追加、平24議会規則1・旧第147条繰下、令3議会規則3・旧第157条繰下)

(準用)

第161条 第153条から第157条まで、第159条及び前条の規定は、委員会について準用する。

(平17議会規則1・追加、平24議会規則1・旧第148条繰下・一部改正、令3議会規則3・旧第158条繰下・一部改正)

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第162条 議員は、法第135条第2項の懲罰の動議を提出しようとするときは、発議者が連署した文書により議長に提出しなければならない。

2 前項の文書は、懲罰に係る事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第52条第2項又は第115条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(平17議会規則1・旧第153条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第149条繰下・一部改正、令3議会規則3・旧第159条繰下・一部改正)

(懲罰動議の審査)

第163条 懲罰については、第40条第3項の規定にかかわらず、同項の付託を省略することができない。

(平17議会規則1・旧第154条繰上・一部改正、平18議会規則1・一部改正、平24議会規則1・旧第150条繰下、令3議会規則3・旧第160条繰下)

(戒告又は陳謝の方法)

第164条 戒告又は陳謝は、議会の決定した戒告文又は陳謝文によって行なうものとする。

(平17議会規則1・旧第155条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第151条繰下、令3議会規則3・旧第161条繰下)

(出席停止の期間)

第165条 出席停止の期間は、7日を超えることができない。ただし、複数の懲罰事犯が併発したとき又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じたときは、この限りでない。

(平17議会規則1・旧第156条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第152条繰下、令3議会規則3・旧第162条繰下)

(出席停止期間中出席したときの措置)

第166条 出席停止の懲罰を受けた者がその期間内に議会又は委員会の会議に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(平17議会規則1・旧第157条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第153条繰下、令3議会規則3・旧第163条繰下)

(懲罰の宣告)

第167条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告するものとする。

(平17議会規則1・旧第158条繰上・一部改正、平24議会規則1・旧第154条繰下、令3議会規則3・旧第164条繰下)

第7章 協議又は調整を行うための場

(平23議会規則1・追加)

第168条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(次項において「協議等の場」という。)を次の表のとおり設ける。

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市政に関する重要事項等について協議すること及び市政に関する執行機関からの報告を受けること。	全議員	議長

広報広聴委員会	議会の広報及び広聴に関する事項について、協議、調整等を行うこと。	広報広聴委員会委員	広報広聴委員会委員長
ICT活用推進協議会	議会におけるICTの活用及び推進に関する事項について、協議、調整等を行うこと。	ICT活用推進協議会委員	ICT活用推進協議会座長

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場の運営その他協議等の場に関し必要な事項は、別に定める。
 （平23議会規則1・追加、平24議会規則1・旧第155条繰下、平26議会規則1・令3議会規則2・一部改正、令3議会規則3・旧第165条繰下）

（協議等の場の開催方法の特例）

第168条の2 前条の協議等の場については、災害等の発生、感染症のまん延その他の構成員個人の責めに帰することができない事由等でその開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるとき又は招集権者が特に必要と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

- 2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、茅ヶ崎市議会委員会条例の例による。
 （令7議会規則1・追加）

第8章 議員の派遣

（平14議会規則1・追加、平23議会規則1・旧第7章繰下）

第169条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決によりこれを決定する。ただし、緊急を要するときは、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定による決定に当たっては、派遣の目的、場所、期間その他の必要な事項を明らかにしなければならない。

（平14議会規則1・追加、平17議会規則1・旧第159条繰上・一部改正、平20議会規則1・一部改正、平23議会規則1・旧第155条繰下、平24議会規則1・旧第156条繰下、令3議会規則3・旧第166条繰下）

第9章 補則

（平14議会規則1・旧第7章繰下、平23議会規則1・旧第8章繰下）

（会議規則の疑義に対する措置）

第170条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決定する。ただし、当該決定に対し議員から異議があったときは、議会の会議に諮って決定しなければならない。

（平14議会規則1・旧第159条繰下、平17議会規則1・旧第160条繰上・一部改正、平23議会規則1・旧第156条繰下、平24議会規則1・旧第157条繰下、令3議会規則3・旧第167条繰下）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和43年1月1日から施行する。
 （茅ヶ崎市議会会議規則の廃止）
 2 茅ヶ崎市議会会議規則（昭和31年茅ヶ崎市議会告示第1号）は、廃止する。

附 則（昭和49年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年議会規則第1号）

この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則（平成4年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年議会規則第1号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年議会規則第1号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（平成26年議会規則第1号）

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年議会規則第1号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育長がなお従前の例により在職する場合においては、改正後の第15条の規定は適用せず、改正前の第15条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成27年議会規則第2号)

この規則は、平成28年1月4日から施行する。

附 則(平成28年議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年議会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年議会規則第2号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和3年議会規則第3号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和7年議会規則第1号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。